

新基準 原動機付自転車について

令和7年4月1日から、総排気量50cc以下の従来の原動機付自転車に加えて、総排気量125cc以下の二輪車で、最高出力を4・0キロワット以下に制御したものの（新基準原付）も、原付免許で運転できるようになりました。

●税額とナンバープレート

新基準原付の税額は2000円（年額）です。ナンバープレートは白色で、総排気量50cc以下の原付と同じ色です。

●登録に必要な書類

◇販売・譲渡証明書◇最高出力確認済証明書（販売・譲渡証明書に最高出力の記載がある場合は省略可）

●問い合わせ先

市税課市民税担当

☎(580)1827

住民票と

マイナンバーカードに

旧姓(旧氏)が併記できます

婚姻などで姓(氏)が変わったときに、それまで使っていた姓を住民票

やマイナンバーカードなどに併記できます。希望する人は申請してください。※地域行政センターでは、申請はできません。



●必要なもの

◇本人確認書類◇旧姓が確認できる戸籍謄本など◇旧姓の振り仮名が確認できる資料（通帳、キャッシュカードなど）◇マイナンバーカード（持っている人のみ）

●旧姓が併記される書類

◇住民票の写し◇住民票記載事項証明書◇印鑑登録証明書◇マイナンバーカード

●申請と問い合わせ先

総合窓口センター受付・サービス担当 ☎(580)1842

個人住民税(市県民税)の 特別徴収を徹底しています

個人住民税(市県民税)の特別徴収とは、所得税の源泉徴収と同様に、給与支払者である事業主が、従業員に支払う毎月の給与から市県民税を差し

引き、納税義務者である従業員に代わって市町村に納入する制度です。原則、全ての従業員が対象ですが、

一定の基準に当てはまり、かつ、特別徴収が困難な場合は、給与支払報告書を提出する際に「普通徴収申請書」による手続きを行うことで、特別徴収を行わないこともできます。

詳しくは、県ホームページの「個人住民税 特別徴収推進のひろば」を確認してください。

●問い合わせ先

◇制度・内容について

福岡県税務課個人住民税徴収機 動班 ☎(643)3049

◇手続きについて

市税課市民税担当

☎(580)1828



県ホームページ

今年度の成人歯科検診 受診期間は12月までです

歯科検診をお得に受けられる10年に一度のチャンスです。

まだ受診していない人は、早めに予約してください。

※対象者には、8月末に受診券を送っています。詳しくは、受診券または

ホームページを確認してください。※受診券を紛失した場合は、連絡してください。

検診内容	歯周病・虫歯の確認
対象者	40歳（昭和60年4月1日～昭和61年3月31日生） 50歳（昭和50年4月1日～昭和51年3月31日生） 60歳（昭和40年4月1日～昭和41年3月31日生） 70歳（昭和30年4月1日～昭和31年3月31日生） の人
期間	9月1日(月)～12月31日(水) (歯科医院の診療時間内に限る)
検診料金 (本人負担の金額)	500円（70歳または生活保護世帯は無料）



市ホームページ

●問い合わせ先

健康課健康長寿担当(すこやか交流プラザ内)

☎(501)2222